

令和7年度宮城県置き型授乳室プロモーション強化業務質問回答書

番号	受付日	質問事項	回答
1	令和7年5月30日	業務委託仕様書の「2 置き型授乳室等の周知活動」の（1）で県内事業者等を訪問（100 社程度を想定）と記載あり、また別表の（2）事業実施目標には県内事業者等への訪問件数100 件と記載がありました。例えば宮城県内にあるスーパーマーケットやドラッグストアを訪問した際は1 店舗を1 社（1 件）とカウントしてよいのでしょうか？それとも事業社単位で、10 店舗訪問しても1 社（1 件）とカウントするのでしょうか？	1 店舗を1 社とカウントします。
2	令和7年5月30日	別表の（1）成果指標で補助件数50 基分（うち、県産材利用補助件数25 基分）と記載あります。あくまで成果指標であり、業務受託者が50 基分の設置義務を負うものではないと理解してよいのでしょうか？	受託者が設置義務を負うものではございません。
3	令和7年5月30日	結果的に補助金申請件数が50 基に満たなかった場合に事業費（委託金額）が受託者に支払われないということはありますか？	今年度の補助金申請件数が50 基に満たないことにより、委託費を減額することはありません。
4	令和7年5月30日	業務委託仕様書の「1 置き型授乳室のカタログ（リーフレット）作成」で「発注者が公募等を行い、指定する複数（3～5 社程度を想定）の置き型授乳室の制作者～」と記載ありますが、置き型授乳室の制作者を決めるのは「宮城県」と理解してよいのでしょうか？	カタログ（リーフレット）に掲載する制作者については、公募の上、応募者の中から宮城県で選定を行います。 なお、近日中に公募を開始いたします。

5	令和7年5月30日	例えば、弊社が事業社向けに一同に会するセミナーやイベント等を開催し、集まった事業者に対して案内する方法をとった場合、訪問件数にはカウントされますでしょうか？	訪問件数にカウントいたしません。 セミナー・イベント等の開催によりプロモーションを行う場合は仕様書第3の4で行ってください。
6	令和7年6月2日	仕様書の1 置き型授乳室のカタログ(リーフレット)作成より、指定する複数(3~5社程度)の置き型授乳室の制作業者や製品情報について、具体的な社名や製品情報を差し支えない範囲でご教示いただけますと幸いです。	番号4のとおり、公募の上、宮城県が選定を行います。